

平成 18 年 9 月 7 日

各 位

会社名 株式会社 フォトニクス
代表者名 代表取締役社長 柄澤 憲彦
(コード番号 7708 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役 業務管理部長 吉安 篤志
(TEL 03 - 3363 - 7708)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 8 月 31 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 9 月 27 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設又は変更を行うものであります。(変更案第4条、第7条および第8条第1項)

インターネットの普及を考慮し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載等すべき情報を会社法施行規則および会社計算規則の定めに従ってインターネットで開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第13条)

株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第15条)

取締役会の迅速な意思決定を可能にするため、取締役会の決議を書面又は電磁的方法により行うことを可能とするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第22条)

会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2) 周知性の向上および手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するものであります。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)

(3) 取締役及び監査役の賠償責任免除について、取締役及び監査役が当社の企業価値向上に向け、期待される役割を十分に果たし、より積極的な経営判断を行うことができるようにするため、また、社外取締役及び社外監査役に有能な人材を招聘しやすい環境を整備するため、取締役及び監査役の責任免除に関する規定ならびに社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第25条及び第33条)なお、変更案第25条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (省略)</p> <p>(目的) 第2条 (省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、140,000株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>14万株</u>とする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(端株主の権利)</u> 第6条 <u>端株主は、下記項目の権利を有する。</u> <u>利益配当金及び中間配当金を受ける権利</u> <u>株式の消却、併合、分割または株式の交換、株式移転、分割・合併により金銭または株式を受ける権利</u> <u>株式の転換を請求する権利</u> <u>新株、新株予約権および新株予約権付社債の引受権を受ける権利</u> <u>残余財産の分配を受ける権利</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 <u>当会社の株式については、株券を発行する。</u></p>
<p><u>(基準日)</u> 第7条 <u>当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項のほか、中間配当を受けるべき者を確定するため、その他必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>当社の株主名簿等および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に据え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取り扱い</u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期および議決権)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>株式に関する取扱い</u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>(招集権者および議長) 第 11 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>(決議の方法) 第 12 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 11 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主 (実質株主を含む。以下同じ。) に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主総会ごとにその代理権を有する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 14 条 <u>株主総会における議事の経過およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 15 条 (省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 16 条 (省略)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p><削除></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない<u>ものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 18 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>取締役会<u>の決議により</u>、代表取締役 1 名を定め、<u>必要に応じて専務取締役および常務取締役</u>若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>代表取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会において<u>予め定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 (省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 19 条 <u>取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>取締役会<u>はその決議によって</u>、取締役社長 1 名を定め、<u>専務取締役、常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p><新設></p> <p>(議事録)</p> <p>第22条 <u>取締役会における議事の経過およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><新設></p> <p>(報酬)</p> <p>第23条 <u>取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p><削除></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><削除></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (員 数) 第 24 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(選任方法) 第 25 条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(任 期) 第 26 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (員 数) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(選任方法) 第 27 条 監査役は、<u>株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(任 期) 第 28 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第29条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><新設></p>	<p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬)</p> <p>第31条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第32条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、6月30日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第33条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株に対し、これを支払う。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p><u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第 34 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として、中間配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 35 条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

以 上